

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（439））
2. 日時：平成29年10月18日 14時45分～17時05分
3. 場所：原子力規制庁 8階企画課横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全規制調査官、西崎管理官補佐、伊藤安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：経理・資材室 室長代理 他4名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、「東海第二発電所の発電用原子炉設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 電力量収入実績について平成23年度から平成28年度までの年度毎の実績を提示すること。
- 福島第一原子力発電所における事故以前の10年間の東海第二の稼働率を年度毎に整理して提示すること。
- 建設時以降の工事に関し、最も大きい工事の費用について整理して提示すること。
- 自己資金と収入・支出の関係性について整理して提示すること。
- 今後の借入（調達）及び電力量収入の見通しの根拠を再度整理して提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所の発電用原子炉設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合について